中外製薬株式会社　コーポレートガバナンス基本方針

2015年11月25日制定
2017年３月23日改定
2018年３月22日改定
2018年11月20日改定
2019年２月１日改定
2019年12月17日改定
2021年12月17日改定
2022年３月29日改定
2026年３月26日改定

中外製薬株式会社

目　次

第１編　総則
１．目的
２．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
第２編　コーポレートガバナンス体制
１．機関設計
２．取締役・取締役会
３．監査役・監査役会
４．指名委員会
５．報酬委員会
６．特別委員会
７．取締役および監査役の報酬
８．取締役・監査役のトレーニング
９．独立社外取締役と監査役の連携
10．内部監査部門との連携
11．取締役会の審議の活性化
12．取締役会の情報入手と支援体制
第３編　株主の権利・平等性の確保
１．方針
２．株主総会
３．資本政策
４．政策保有株式
５．関連当事者間取引
６．その他
第４編　株主との対話
１．方針
２．対話の対応者
３．対話の促進
４．経営戦略、経営計画の策定・公表
第５編　ステークホルダーとの協働
１．方針
２．行動規範
３．サステナビリティを巡る課題への対応
４．ダイバーシティ＆インクルージョンの推進
５．内部通報制度
第６編　適切な情報開示と透明性の確保
１．情報開示
２．会計監査人

別紙

注）本基本方針に付されている番号は、東京証券取引所上場規則におけるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示すものです。

中外製薬株式会社　コーポレートガバナンス基本方針

第１編　総則

１．目的

本基本方針は、中外製薬株式会社（以下、「当社」という）におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、患者・消費者の皆さまをはじめ、医療従事者、取引先、社会、従業員、株主等のすべてのステークホルダーへの社会責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。(3-1(ⅱ))

２．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、世界有数の製薬企業であるロシュとの戦略的アライアンスのもと、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」ことを Mission（存在意義）とし、「ロシュとの協働のもと、独自のサイエンス力と技術力を核として、患者中心の高度で持続可能な医療を実現する、ヘルスケア産業のトップイノベーターとなる」ことを経営の基本目標としている（別紙１）。

当社は、この経営の基本目標の実現に向け、ロシュ・グループの一員でありながら、独立した上場企業として経営の自主性・独立性を確保しつつ、さまざまなステークホルダーの負託に適切かつ公平に応えるため、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。(2-1、3-1(ⅰ)、4-1)

第２編　コーポレートガバナンス体制

１．機関設計

当社は、独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うことを確保するため、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用する。

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。

また、経営の意思決定および監督と業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会で決定する業務執行以外については、取締役会からの委任に基づき業務執行取締役や執行役員で構成される経営会議等において意思決定を行い、業務を執行する。

さらに、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会をそれぞれ設置する。(基 4、4-1①)

２．取締役・取締役会

（１）取締役会の役割・責務

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、収益力・資本効率などの改善を図るため、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定を行い、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支える環境を整備するとともに、業務執行の監督を行う。(4-1、4-2、4-3②、4-5、4-7)

また、取締役会は、グループ全体を含め適切な内部統制や全社的リスク管理体制を構築し、その運用状況の監督を行う。(4-3④)

（２）取締役会の構成

取締役会は、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成し、取締役会全体として必要な専門性、能力、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む適切な多様性と規模を確保する。(4-11、4-11①)

また、取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において確保するため当社の独立性判断基準（別紙２）を策定し開示するとともに、取締役のうち３分の１以上を独立社外取締役として選任する。(4-8、4-9)

（３）取締役の選解任

取締役会は、業務執行取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものを選任する。

また、非業務執行取締役候補者については、当社の経営に関する助言および監督の機能を適切に発揮するため、社外の企業経営者、医学専門家その他の学識経験者など、その経験、知識、専門性を考慮して選任する。(4-3①)

なお、取締役会は、経営計画の未達が継続し、業績回復の見込みが立たない場合や、重大な不祥事・コンプライアンス違反が発生した場合など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が困難と判断した場合には、最高経営責任者を含む業務執行取締役の解任について検討する。(4-3③)

取締役候補者の選任および取締役の解任については、指名委員会にて審議し、取締役会にて決定し、その選解任理由を開示する。(3-1(ⅳ)、3-1(ⅴ)、4-3①、4-3②)

（４）最高経営責任者等の後継者計画

最高経営責任者等の業務執行取締役の後継者計画については、指名委員会において審議し、取締役会は、その方針・概要・進捗について指名委員会より報告を受け、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう監督を行う。(4-1③)

（５）取締役の兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合には、当社取締役としての役割・責務を適

切に果たすことができる範囲に留める。

また、重要な兼任の状況については、これを開示する。(4-11②)

（６）取締役会の実効性評価

取締役会は、取締役会における意思決定および監督の実効性を担保するため、事業年度ごとにその活動状況について、取締役の自己評価に加え、外部第三者による分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。（4-11、4-11③）

３．監査役・監査役会

（１）監査役の職責

監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確保に資する。

この職責を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じ、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見を表明する等の措置を講ずる。(4-4、4-4①、4-5、4-13③)

（２）監査役会の構成

監査役会は、監査役に必要な知識・経験・専門能力を有する者によって構成し、監査役会全体として専門性等のバランスを確保する。

なお、社外監査役のうち１名は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者とする。(4-4①、4-11)

（３）監査役の選任

取締役会は、監査役候補者について、経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査を遂行することができる知識・経験を有する者を選任する。

また、社外監査役候補者については、会計・法律等に関する豊富な知識・経験を有する専門家の中から選任する。

なお、監査役候補者の選任については、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定し、その選任理由を開示する。(3-1(ⅳ)、3-1(ⅴ))

（４）監査役の兼任

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合には、当社監査役としての役割・責務を適切に果たすことができる範囲に留める。

また、重要な兼任の状況については、これを開示する。(4-11②)

４．指名委員会

（１）指名委員会の役割

指名委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者に関する議案を審議するとともに、最高経営責任者を含む業務執行取締役の後継者計画および取締役の解任に係る審議を行う。(4-1③、4-3①、4-3②、4-3③、4-10、4-10①)

（２）指名委員会の構成

指名委員会は、社内委員１名および独立社外取締役１名以上を含む社外委員３名以上で構成するものとし、社内委員は代表取締役またはその経験者のなかから、社外委員は、独立社外取締役を含む非業務執行取締役またはその経験者のなかから取締役会が選任する（4-3①、4-6、4-10①）

５．報酬委員会

（１）報酬委員会の役割

報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬に関する方針および取締役の個別の報酬について審議する。(3-1(ⅲ))

（２）報酬委員会の構成

報酬委員会は、独立社外取締役 1 名以上を含む社外委員３名以上で構成するものとし、社外委員は、独立社外取締役を含む非業務執行取締役またはその経験者の中から取締役会が選任する（4-6、4-10、4-10①）

６．特別委員会

（１）特別委員会の役割

特別委員会は、取締役会の諮問機関として、親会社であるロシュ・グループと少数株主との利益が相反する可能性のある重要な取引・行為等について審議・検討する。(4-8③)

（２）特別委員会の構成

特別委員会は、報酬委員会の社外委員を兼務する独立社外取締役１名を含む独立性を有する取締役または監査役のみで構成するものとし、委員は取締役会が選任する（4-8③）

７．取締役および監査役の報酬

（１）取締役の報酬の構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬である定例報酬、各事業年度の業績に応じて支給される賞与および中長期的な業績に連動する長期インセンティブとしての信託型株式報酬により構成する。

また、非業務執行取締役の報酬は、固定報酬である定例報酬のみとする。(3-1(ⅲ)、4-2、4-2①)

（２）取締役の報酬の決定

取締役の報酬に関する方針および個別の報酬額は、株主総会で決議した報酬額の上限の範囲において、報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定する。(3-1(ⅲ))

（３）監査役の報酬の構成

監査役の報酬については、固定報酬である定例報酬のみとする。(3-1(ⅲ))

８．取締役・監査役のトレーニング

当社は、社外取締役および社外監査役を含む取締役および監査役に対し、就任の際における当社の事業、財務および組織を含めた当社経営の概況に関する知識の習得、取締役および監査役に求められる役割と責任の理解および在任中におけるこれらの継続的な更新など、個々の取締役および監査役に適合したその役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、またはその費用の支援を行う。(4-14、4-14①、4-14②)

９．独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の活性化に必要な情報を得ること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役および監査役による情報交換の会議を定期的に開催する。(4-8①、4-8②)

10．内部監査部門との連携

当社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門が適切に直接報告を行う仕組みを構築し、内部監査部門と取締役・監査役の連携を確保する。(4-13③)

11．取締役会の審議の活性化

当社は、取締役会における審議の活性化を図るため、取締役会の年間スケジュールや予定される議案について予め決定するとともに、取締役会の議案および開催頻度を適切に設定し、審議に必要な時間を十分に確保する。

取締役会の議案に関する資料は、取締役会において活発かつ建設的な議論および意見交換が行われるよう、議案の審議に必要かつ十分な情報を含んだものを作成し、会日に十分先立って配布するとともに、必要に応じて資料の理解に資する追加の情報を合わせて提供しまたは事前説明の機会を設ける。(4-12①)

12．取締役会の情報入手と支援体制

取締役ならびに監査役は、その役割・責務を実効的に果たすべく、積極的に情報収集に努める。

当社は、取締役会および監査役会にそれぞれ事務局を設け、適正な人員を配置し、必要な情報の提供等の支援を行う。

なお、監査役の独立性の保持と監査機能の充実を図るため、取締役の指示命令を受けない監査役を補佐する監査役室を設置する。

また、取締役・監査役が、取締役会での審議の参考とするため、必要に応じ弁護士・公認会計士・外部コンサルタント・アカデミア等、外部専門家の助言を得られるよう支援を行う。(4-13②)

第３編　株主の権利・平等性の確保

１．方針

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう法令等に従い適切に対応するとともに、株主の実質的な平等性を確保するため、少数株主や外国人株主に十分に配慮しつつ、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。(基 1)

２．株主総会

（１）方針

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、十分な環境整備を行う。(1-1、1-2)

（２）情報の提供

当社は、株主が株主総会においてその権利を適切に行使するために必要と考えられる情報について、株主総会招集通知、参考書類および事業報告における情報提供の充実を図る。

また、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等においてその内容を開示する。(1-2①、1-2②)

（３）開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現できるよう、株主総会の開催日等を適切に設定する。(1-2③)

（４）議決権の行使

当社は、株主の多様性を踏まえ、招集通知の英語版を作成し、当社ウェブサイト等において開示するとともに、議決権の電子行使を可能とするための環境を整備する。

また、取締役会は、株主総会議案の賛否状況について、その理由を分析し、株主との対話その他の対応の要否について検討する。(1-2④、1-1①)

（５）その他

当社は、信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家などが、株主総会において、

名義株主に代わって株主総会に出席し、自ら議決権の行使などを行うことをあらかじめ希望する場合には、個別に対応を検討する。(1-2⑤)

3．資本政策

当社は、資本政策を重要な経営課題として認識し、将来の事業機会の探索や成長の基盤構築のため、中長期的な環境展望に基づく戦略的投資を進めるとともに、株主に対する十分な説明を行う。(1-3)

4．政策保有株式

（1）方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、医薬品販売等における取引または金融取引等の取引関係の維持・強化など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式のみ保有し、また資本効率やリスク・リターンの観点などから適切な水準となるよう縮減に努める。(1-4)

なお当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合には、当該意向に介入することなくこれを受け入れる。(1-4①)

（2）保有状況の確認

取締役会は、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う資本効率や取引の合理性等を具体的に精査し、保有の適否について定期的に検証し、その検証内容を開示する。(1-4、1-4②)

（3）議決権行使

政策保有株式に係る議決権については、当社は、外部の議決権行使助言会社や運用機関等の行使基準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、また、投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使する。(1-4)

5．関連当事者間取引

（1）方針

当社は、関連当事者との取引を含むすべての取引について、その重要性や性質に応じて取締役会をはじめとする適切な決裁機関・決裁者を定めるとともに、その適切性を確保するために必要な手続きを整備する。(1-7)

（2）親会社との取引

当社は、当社の親会社であるロシュ・グループとの取引にあたっては、第三者間取引

と同等の価格等の条件による公正な取引を実施することにより、少数株主の利益を保護する。(1-7)

ロシュ・グループとの重要な取引については、特別委員会にて審議し、取締役会にて決定する。(4-8③)

（3）取締役との取引

当社と当社取締役との取引は、すべて事前に取締役会の承認を得るものとする。当該取引を実施した場合には、その重要な事実を取締役会に報告するとともに、法令の定めるところにより、これを適切に開示する。(1-7)

6．その他

（1）買収防衛策

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見などを開示し、株主の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、株主の利益を保護するために適切な措置を講ずる。

また、株主が公開買い付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じない。(1-5、1-5①)

（2）株主の利益を害する可能性のある資本政策

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会においてすべてのステークホルダーにおける企業価値の最大化の観点から当該提案の必要性および合理性の検討を行うとともに、当社の判断について株主に対して十分な説明を行う。(1-6)

第4編　株主との対話

1．方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役または執行役員などによるさまざまなIR活動を通じ、株主・投資家との間で建設的な目的を持った対話を推進する。(基5)

2．対話の対応者

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し入れに対して、合理的な範囲で取締役または執行役員がこれに対応する。(5-1、5-1①)

３．対話の促進

当社は、株主との対話を統括する役員としてIR部門を担当する役員を指名するとともに、対話を補助する部門の長にて構成される広報IR委員会を設置し、関連部門間の有機的な連携を図る。

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、取締役または執行役員による投資家説明会等を実施するとともに、株主との対話の内容は、必要に応じて取締役会等に報告する。

なお、当社は株主との対話においてインサイダー情報を伝達することは行わず、また、情報開示方針に則り、決算日の翌営業日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、決算に関連する質問・取材については対応を控えるなど、適切なインサイダー情報の管理を行う。（5-1①、5-1②）

４．経営戦略、経営計画の策定・公表

当社は、経営計画の策定・公表にあたり、当社の資本コストを考慮したうえで収益計画や資本政策の基本的な方針および収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のための施策について、わかりやすく明確に説明する。

また、業務執行取締役は、経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるという認識のもと、その実現のために最善の努力を行う。（3-1(ｉ)、5-2、4-1②）

第５編　ステークホルダーとの協働

１．方針

当社の取締役会および業務執行取締役は、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、法令等の遵守はもとより、生命関連企業としての高い倫理・道徳観に基づく企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮し、これらのステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。（基2）

２．行動規範

当社は、経営の意思決定と役職員の具体的な行動規準として、「中外製薬グループ　コード・オブ・コンダクト」を制定し、これを遵守し実践するとともに、経営戦略および中期経営計画を支える経営基盤として各部門の活動に反映する。

また、取締役会は、「中外製薬グループ　コード・オブ・コンダクト」のより高い実践に向けての取り組みを推進し、監督する。（2-2、2-2①）

３．サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、「ミッションステートメント」の実現および「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト」の実践を通じ、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理などサステナビリティを巡る課題について積極的に取り組み、社会的信

頼を確立するとともに社会の持続的発展に貢献する。(2-3、2-3①)

また、取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る課題への取り組みを推進し、監督する。(2-3①、4-2②)

4．ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社は、多様な価値観や専門性が革新を生み出すとの基本理念のもと、国籍、性別、年齢、キャリア採用等を問わず多様な人財が互いを尊重しあい、働きがいと成長を実感できる組織風土の醸成や中核人財の多様性確保に取り組む。

また、取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、ダイバーシティ&インクルージョンへの取組みを推進するとともに、監督する。(2-4)

5．内部通報制度

当社は、「中外製薬グループ　コード・オブ・コンダクト」に違反する事項の通報・相談窓口としてCCCホットラインを設置し、通報に対する適切な対応を図るとともに、運用の状況について、取締役会および監査役会に定期的に報告する。(2-5、2-5①)

6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

中外製薬企業年金基金が、受益者たる従業員への年金給付を将来にわたり確実に行うため、当社は、企業年金の運用に適切な資質を持った人財を選出するとともに、運用機関および運用状況の定期的なモニタリングや評価の実施を年金基金と協働して行うなど、企業年金の適切な運用を図る。その際、個別の投資先選定や議決権行使について各運用機関へ一任するなど、企業年金受益者と会社との間で利益相反が生じないよう体制を整備する。(2-6)

第6編　適切な情報開示と透明性の確保

1．情報開示

（1）方針

当社は、すべてのステークホルダーとの間で相互理解を深め、信頼関係を構築していくことを目的とし、企業活動情報を明瞭、公平、かつ継続的に発信する。

株主等への情報開示に関しては、資本市場から正当な評価を得ることを目的に、金融商品取引法などの関係法令および上場証券取引所規則に則した、適時・適切かつ公平な情報開示活動を行う。

また、透明性確保の一環として、開示情報への容易なアクセスを可能とする環境整備に努める。(基3)

（2）情報開示の充実

当社は、資本市場参加者への公平性の観点から、重要な開示情報は、日本語と併せその英訳を開示する。(3-1②)

２．会計監査人

（１）会計監査人の選定と評価

監査役会は、会計監査人の選定ならびに評価に関する基準を策定し、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施することを監視および検証し、監査の方法および結果が相当であることを確認する。(3-2①)

（２）会計監査人との連携

当社は、会計監査人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、最高経営責任者・最高財務責任者等の取締役または執行役員とのコミュニケーションの確保、監査役、内部監査部門との面談の実施等により十分な連携を確保する等、適切な監査環境を提供する。(3-2、3-2②(ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅳ))

制定・改廃

本基本方針の制定・改廃は、取締役会の決議による。

＜別紙１＞

企業理念（Mission Statement）

中外製薬グループは、ステークホルダーの多様な期待に応える企業像を実現し、企業の社会責任を果たすべく、自らの存在意義（Mission）、価値観（Core Values）、目指す姿（Envisioned Future）をミッションステートメント（=企業理念）として掲げ、これを基点とした事業経営を展開しています。

ミッションステートメント（Mission Statement）

存在意義（Mission）

革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献します。

価値観（Core Values）

1. 患者中心/Patient centric
   患者さん一人ひとりの健康と幸せを最優先に考えます
2. フロンティア精神/Pioneering Spirit
   自らを磨き、新たな発想で、イノベーションを追求します
3. 誠実/Integrity
   常に誠実な行動で、社会の期待に応えます

目指す姿（Envisioned Future）

ロシュとの協働のもと、独自のサイエンス力と技術力を核として、患者中心の高度で持続可能な医療を実現する、ヘルスケア産業のトップイノベーターとなります。

＜別紙２＞

独立性判断基準

当社は次のいずれの項目にも該当しない社外役員（社外取締役及び社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役及び独立社外監査役）と判断する。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の現在及び過去 10 年における業務執行者（注 1）
② 当社の親会社及び兄弟会社の現在及び最近 5 年における業務執行者
③ 当社グループを主要な取引先（注 2）としている者、又はその業務執行者
④ 当社グループの主要な取引先（注 2）、又はその業務執行者
⑤ 当社グループの主要な借入先（注 3）、又はその業務執行者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
⑦ 当社の主要株主（注 5）、又はその業務執行者
⑧ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑨ 当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成（注 6）を受けている法人・組合等の団体の理事、その他の業務執行者
⑪ 当社グループの会計監査人、又は会計監査人である監査法人に所属する者
⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注 7）に限る）の近親者等（注 8）

（注 1）「業務執行者」：業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等
（注 2）「主要な取引先」：過去 5 年間のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引額が、当該取引先の連結売上高の 2%以上、又は当社グループの連結売上高の 2%以上である当該取引先
（注 3）「主要な借入先」：事業年度末における当社グループの借入額が、当社グループの当該事業年度末における連結総資産の 2%を超える借入先
（注 4）「多額の金銭その他の財産」：過去 5 年間のいずれかの事業年度において、年間 1,000 万円又は金銭その他の財産を受ける者の年間総収入額の 2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産
（注 5）「主要株主」：過去 5 年間のいずれかの事業年度において、総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者

（注 6）「一定額を超える寄付又は助成」：過去 5 年間のいずれかの事業年度において、年間 1,000 万円又は寄付等を受ける者の年間総収入額の 2%のいずれか高い方の額を超える寄付又は助成

（注 7）「重要な地位にある者」：取締役（社外取締役を除く）、執行役員、及び執行役又はそれらに準じる権限を有する者

（注 8）「近親者等」：配偶者又は二親等以内の親族